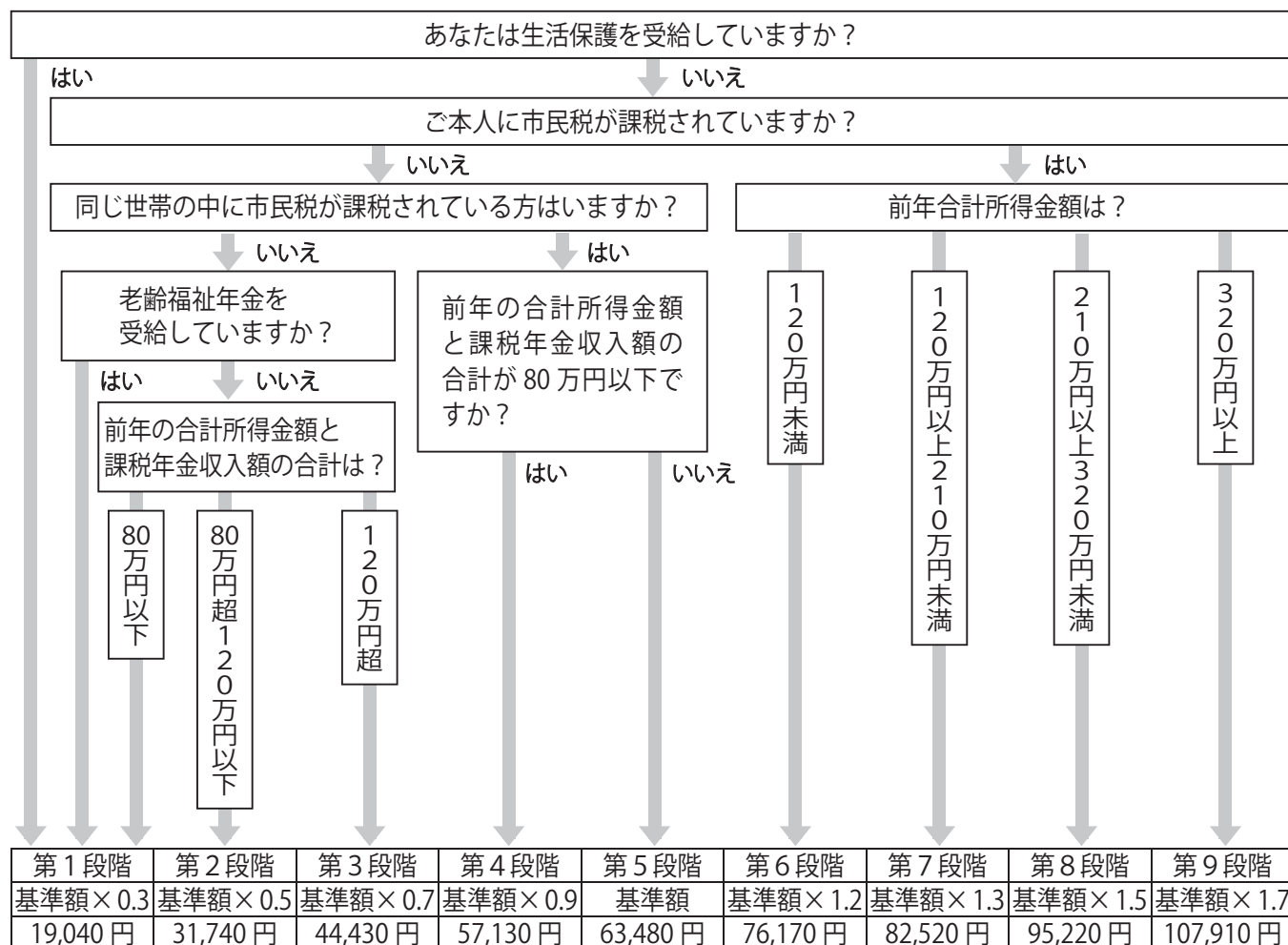


令和4年度の介護保険料について

○今年度の介護保険料の納入通知書および特別徴収通知書を6月中旬に郵送します

介護保険料は、65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として納めます。
介護保険料は、1～9段階に分けられ、本人と世帯の課税状況や所得などに応じて段階的に決まります。

○介護保険料段階早見表



○保険料の納め方（65歳以上の人）

① 年金が年額18万円以上

特別徴収

年金受給の際、受給額から保険料が差し引かれます。

② 年金が年額18万円未満

普通徴収

納付書または口座振替で個別に納付します。

納付が難しいときはお早めにご相談ください！

介護保険は、介護や支援が必要になったときのために皆さんの支え合いで成り立っている制度です。介護保険のサービスを利用する予定がなくても、介護保険料は納めなくてはなりません。

特別な事情なく、保険料を滞納していると、利用者負担が引き上げられるなどの措置が取られます。

○保険料の減免制度

介護保険第1号被保険者または主たる生計維持者が、災害などの特別な理由や多大な医療費がかかるなどの理由により、保険料の納付が困難になった場合は、申請により減免制度が適用されることがあります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、一定程度収入が下がった方などに対しても、保険料が減免される場合がありますのでお問い合わせください。

問合先 介護福祉課 Tel.28-8026